

3大
特典

DSX2-8000 キャッシュバック特典

ご提供期間：2020年9月14日～12月11日

DSX2-8000 ご購入のための3つのサポート特典を提供！



今が DSX2-8000 を購入する最大のチャンスです！

(※ DTX シリーズの校正/修理のサポートは 2018 年 3 月末日で終了しました。)

特典1 DSX2-8000とゴールド・サポート・サービス※1 の同時購入で
70,000 円のキャッシュバックが受けられます！

※1 ゴールド・サポート・サービスの数々のメリットでいざという時も安心！

- ① 無償修理
- ② 修理期間中の貸し出し機器の無償提供
- ③ 年1回の校正証明書（データ付）の無償提供
- ④ 校正・修理作業を優先的に実施
- ⑤ 校正期間中の貸し出し機器の無償提供（プレミアム・モデル加入者のみ）



特典2 DTX シリーズ・ケーブルアナライザーとのトレードアップで
60,000 円のキャッシュバックが受けられます！

トレードアップ対象製品：DTX-1800, DTX-1200, DTX-LT, DTX-CLT-J

※トレード・アップの条件として、お持ちのトレードアップ対象製品を弊社にお送りいただく必要があります。

特典3 税制優遇制度の活用（2021年3月31日まで）
お会社の規模により7%、10%の税額控除や即時償却が受けられます！

※工業会への申請手数料を弊社が負担します。

詳細は裏表紙をご覧ください。

キャッシュバック特典と価格

対象製品 (ゴールドとの同時購入が必要)	本体価格	合計価格 ①	キャッシュバックの種別		全ての特典を含んだ 入手可能なご購入金額 (=①-②-③)
			特典1 ゴールド同時購入分 ②	特典2 弊社 DTX シリーズ トレードアップ分 ③	
DSX2-8000 + GLD-DSX-8000	¥2,030,000 + ¥120,000	¥2,150,000	¥70,000	¥60,000	¥2,020,000

※1 DSX2-8000 とゴールド・サポート・サービスを同時にご購入いただいた場合、キャッシュバックをご提供させていただきます。

※2 ゴールド・サポート・サービスは、標準モデル1年間/3年間、プレミアム・モデル1年間/3年間も対象になりますが
キャッシュバックは複数年のご購入の場合でも70,000円になります。

※3 ご購入価格については弊社特約店へお問い合わせください。

GOLD サポート・サービスは1年よりも3年契約がお得です

GOLD のメリット (DSX2-8000 の場合)

1年間スタンダード・モデル

3年間スタンダード・モデル



※上記のシミュレーションは1年間に1回修理が発生し1週間レンタルした場合とGOLDの1年契約を比較しています。

※上記のシミュレーションは3年間に1回修理が発生し1週間レンタルした場合とGOLDの1年毎の契約、GOLDの3年契約を比較しています。

	1年間スタンダード・モデル	1年間プレミアム・モデル	3年間スタンダード・モデル	3年間プレミアム・モデル
無償修理 (アクセサリは対象外)	●	●	●	●
修理期間中の代替機無償貸出し	●	●	●	●
校正 (データ付) または動作検査の回数	1回	1回	3回	3回
校正期間中の代替機無償貸出し (事前予約制)	×	●	×	●
校正作業を優先的に実施 (約1週間以内)	●	●	●	●

ゴールド・サポート・サービスの校正対象機器一覧

■ 校正実施対象機器 (校正証明書、試験成績書およびトレーサビリティ・チャート付) :
DSX2-8000、DSX-8000、DSX2-5000、DSX-5000、CertiFiber Pro、OptiFiber Pro、SimpliFiber Pro、CableIQ

税制優遇制度の概要

税制の名称期間	適応対象者	中小企業等経営強化法の認定	工業会の証明書	優遇措置		対象設備
				特別償却	税額控除	
中小企業経営強化税制	個人事業主、資本金 3,000 万円以下の法人 (青色申告書) 資本金 3,000 万円を超え、1 億円以下の法人 (青色申告書)	必要必要		即時償却	取得価格の 10 % 取得価格の 7 %	測定機器の場合、30 万円以上で発売開始 6 年以内の品

中小企業経営強化税制の申請は、原則、経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得する必要があります。

例外として、設備取得後の申請の場合は 60 日以内に経営力向上計画が受理される必要があります (計画変更により事業に必要な設備を追加する場合も同様です)。

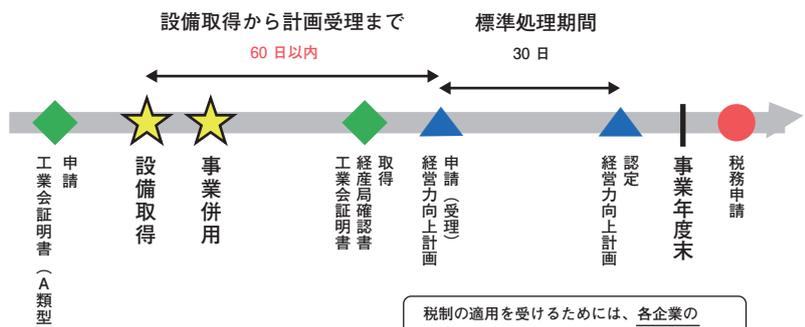
その場合において中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、それぞれ右記の期限までに認定を受ける必要があります。

詳細については中小企業庁の WEB ページにてご確認をお願いいたします。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

【中小企業経営強化税制】

制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備の事業併用年度 (各企業の事業年度) 内に認定を受ける必要があります (併用年度を越えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください)。



税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に認定を受ける必要があります。